

比較政治学におけるジェンダー的視点（2・完）

A Gender Approach to Comparative Politics

山 口 裕 司

本稿は、比較政治学の分野において手薄と思われるジェンダー的視点からの比較研究を目指している。その背景には日本における女性政治家の少なさがある。世界各国との比較においても女性議員の比率の低さは際立っている。2回目（本号）のポイントは、日本と似通った歴史をもつドイツとの比較である。議会に占める女性議員の割合は、ドイツが日本よりかなり高い。その意味でもドイツは日本のジェンダー政治にとって参考になる。

キーワード：比較政治学、日本とドイツ、女性と政治

目 次

- I はじめに
- II ジェンダー的比較政治学
- III フェミニズム思想小史
- IV 第一波フェミニズムの「女性と政治」
- V 第二波フェミニズムの「女性と政治」（以上、前号）
- VI ドイツにおける女性の政治参加
- VII 日本における女性の政治参加
- VIII 日本とドイツの比較
- IX 日本の課題と展望（以上、本号）

VI ドイツにおける女性の政治参加

ドイツでの近代的人権の定着と女性の権利の獲得(1)

ドイツは1848年3月革命によって、「遅れてきた市民革命」とその挫折を経験し、翌年の「ドイツ・ライヒ憲法」などで国民の基本権を保障したが、それは自然権ではなかった。その後1850年のプロイセン憲法や1871年の帝国憲法が制定されたが、それらは自然権的な人権だけでなく国民の基本権の保障さえ欠如していた。

ちなみに、多くのラント（州）では、女性の政治集会への出席と政治結社への加入は禁止されており、それゆえに女性参政権運動の拡がりも他国より遅かった。「ドイツ女性参政権協会」が組織され、プロイセンなどで女性の政治集会参加などが認められるのは1902年である。1910年に、議会で女性の参政権が問題になった時も、宰相がこれに反対し、皇帝も女性の任務が家庭にあると反対意見を表明した。

第一次大戦が終結した翌年、男女同等の普通選挙権に基づいて比例代表制で憲法制定議会の選挙が実施され、第一党となった社会民主党を中心に同年8月に憲法が制定された。世界で初めて社会権を保障した憲法、すなわちワイマール憲法である。この憲法のもとで、男女同等の選挙権・公民権、婚姻における両性の同権が定められ、女性の権利が保障された。

これはドイツ国内での社会民主党や女性の諸団体による運動の成果であるとともに、第一次大戦への女性の貢献、つまり女性が銃後を守ったことに対する報償としての意味があった。とくに大戦中は、女性の労働者としての社会参加が拡大し、1916年には、約1000万人の労働者中、女性が約480万人（約48%）に達しており、女性の経済的・社会的地位の向上が、男女同権の要求に説得力をもたらせたといえよう。また憲法自体が、ロシア革命による社会主義国の出現に対抗するための資本主義型憲法の現代的修正として存在したように、ワイマール憲法下の女性の権利の実現にも、社会主義の影響があったことは否定できない。

その後、ワイマール体制が危機に陥り、ナチスの統制下に入る過程では女性の保守化と編入があった。ナチスは「女性本来の活動の場は家庭にある」として女性の性役割を強調し、民族共同体に奉仕することの尊さを訴えることで、1920年代から着実に女性票を伸ばしていった。

第二次大戦後は、他国と同様、第二波フェミニズム運動が1970年代から活発になる。旧西ドイツの家族・職場等における女性の自立を求める運動は、多くの法制改革を生んだ。とくに1980年の雇用における男女同権法、1986年の育児休業法等の労働法制の進展によって、女性労働者の地位が欧州で上位に位置するまでになり、さらに東西ドイツ統一後の1994年の男女同権法（いわゆる第一次男女同権法）に結実した。この法律では、公的機関における女性の雇用促進のための特別措置を導入しており、多くの州で女性雇用促進計画を実施している（2）。

ちなみに、旧西ドイツでのいわゆる「68年運動」において新しい女性運動が台頭した。1968年1月に西ベルリンの社会主義ドイツ学生同盟の女性メンバーが、「女性解放のための行動評議会」を設立した。そこでは子どもを持つ女子学生でも政治参加が可能なオルタナティブな子ども教育を目指された。その後、新しい女性運動の開始を告げるような事件が続く。たとえば、1968年9月の社会主義ドイツ学生連盟のフランクフルト大会で、女性の問題を取り上げることが執行部に拒否された後、怒った女性メンバーが、演壇の男性委員長にトマトを投げつける騒ぎがあった。しかし組織内の女性抑圧に関する議論は遅々として進まなかった。

結局、男性と同じ組織内での平等化を断念した女性メンバーは、組織外で女性運動のグループを設立していった。彼女たちの多くは、理論的には社会主義を信奉し、女性問題を社会問題と結び付

ける傾向があった。他方、別のグループの運動が加わった。これらの運動の特徴は、サブカルチャーに閉じこもることなく、自分たちの要求を政治やメディアの力を使って実現させる点である。特に妊娠中絶を規制した刑法218条への反対運動が著名である。1977年には、そうした流れの女性運動の雑誌『エンマ』が創刊された（3）。

戦後、女性は政界でも活動分野を広げている。連邦議会における女性議員の割合は、1980年には9%だったが、現在では32.8%で、世界ランキング19位である（4）。

これは1980年代に始まった各政党の女性比率確保の取り組みによるものである。先陣を切ったのが緑の党で、1986年に党役員などの主要ポスト、党所属議員の最低50%を女性とすることを決定した。続いて、社会民主党が1988年に女性の割合を最低40%とした。保守系の政党は動きが鈍く、1996年にキリスト教民主同盟が最低3分の1を女性にするようにとの勧告をまとめたにすぎない。自由民主党にはこうした動きは皆無だった。

1961年に戦後初の女性大臣が登場し、1998年発足の社民党・緑の党連立政権で女性閣僚が過去最多の6人となって以来、大連立（キリスト教民主・社会同盟と社民党）、保守中道連立（同盟と自民党）、のいずれも6人の女性大臣がいる。これまでに、連邦議会議長と連邦憲法裁判所長官を女性が務めたことがある。2005年には、キリスト教民主同盟のメルケル党首が、女性として初めて連邦首相に就任した。女性の連邦大統領はまだいない。州レベルでは女性の州首相は複数いるが、地方自治体の議会での女性議員の数はまだ少ない（5）。

ドイツのクォータ制の役割（6）

ドイツにおいて女性議員の数を増やすうえで緑の党が果たした役割は大きいといえる。緑の党は当初、党首などの役員を置かず、スポーツマン制度をとっていた。比例代表制のリストは男女が交互にならび、完全に男女平等、しかもトップは男性ではなく女性である。つまり女性、男性、女性、男性、の順になっている。緑の党が原則的に50%のクォータ制を採用した理由は、「男性は決して自発的に権力を手放そうとしないから、こうでもしないと、女性差別は永久になくならない」という考え方があった。いずれにしても旧西ドイツの政党で、一貫して女性の政治的な地位向上に努めたのは緑の党だけといえるが、同党は議会では少数派にすぎなかった（7）。

ドイツ社会民主党のクォータ制導入は、大きな社会的影響をもたらした。1988年8月、北ドイツのミュンスターで開催された党大会で、女性の政治参加を促進し、その地位を向上させるため、段階的に党の役員や選挙での候補者の最低40%を女性にするという決定を行った。クォータ制の導入のための党規約改正を提案した当時の婦人部長は、その主旨を次のように説明した。「ドイツは社会民主党の優れた指導者、アウグスト・ベーベルの『婦人論』が世に出てから100年あまり、1919年の婦人参政権獲得からも70年、その間社会民主党の女性たちは、男性党員の自発的な意志で党内の男女平等が実現することを期待してきた。しかし、こうした希望を抱いたことは『歴史的な誤り』であることが判明した。クォータ制なしには、女性の政治的地位を飛躍的に高めることはでき

ない」。

当初はクォータ制に対する男性の抵抗が強かった。その理由は、女性の地位が向上すると男性が不利になる、機械的に40%という比率を決めるに能力のない女性が党内で重要な地位に就く恐れがある、などだった。その抵抗を押し切ったのは、当時のフォーゲル党首の発言だった。「クォータ制を否定するようなことがあっては、社会民主党のイメージに大きく傷がつく」。ちなみに、1970年代に最初にクォータ制を提唱したのはプラント元首相だった。この党大会では初の女性副党首に女性が選出され、党幹部40人中女性が14人に増えて、社会民主党の歴史に残る党大会となっただ。

保守系のキリスト教民主同盟・社会同盟においては、長年連邦議会議長を務めたリタ・ジュースムートが、党内で男女平等実現のためクォータ制導入を訴えたが、なかなか聞き入れられなかつた。しかし1996年10月、キリスト教民主同盟はハノーファーの党大会で、一種の女性割当制を決定した。同党の場合、目標の女性枠は30%だったが、この拘束力のない案に対しても強い反対があった。しかしこのままでは女性有権者の支持は得られないという党指導部の判断で、最終的に同案が受け入れられた。

第14期連邦議会での女性議員207人のうち最も女性議員の数が多いのは社会民主党の105人（男性193人）、キリスト教民主同盟・社会同盟が45人（男性200人）、自由民主党が9人（男性34人）、である。これに対して女性議員の方が男性議員より多いのが90年連合・緑の党と民主社会主義党である。前者は女性議員27人に対して男性20人で女性比率57%、後者は女性21人に対して男性15人で女性比率は58.3%である。

ここに至るまでの経緯で注目すべきは、緑の党が連邦議会に進出した1983年に、女性の比率が9.8%に増え、社会民主党でのクォータ制導入とドイツ統一後に20%台に高まったことである。

VII 日本における女性の政治参加

日本における女性と政治の関わりの歴史は以下のようにまとめることができる(8)。

19世紀末、20世紀初頭における女性の運動を振り返ってみたい。

明治政府は女性を国政から排除し、男性に対する従属を強化する。特に、明治憲法制定時に、男性のみに参政権を与えたことでも明らかである。また1871年公布の戸籍法では家父長制が強化され、女性は財産権について夫の監視を受け、未成年者と同じ法的無能力者とされた。

婦人参政権を求める議論は徐々になされていったが、1890年に女性の政治活動を禁止する「集会及政社法」が公布されたことで、その実現が困難になった。しかし「集会及政社法」により女性たちが政治的ないし社会的運動を止めたわけではなかった。たとえば1886年に創立された、東京婦人矯風会は同法に対する反対運動を実施した。

こうして19世紀末以降、女性による女性のための運動が展開された。1911年に平塚らいてうを中心に『青鞆』が発刊されると、女性解放の思想が活発に模索されるようになった。国家の求める良妻賢母の思想から脱却し、女性の意識の覚醒を求める『青鞆』は、女性の抱える多様な問題（避妊、堕胎、貞操、自由恋愛など）を取り上げた。そして1918年にはこれらの議論は「母性保護」論争に収斂した。この論争で、女性の経済的自立を主張する与謝野晶子と、育児の重要性を主張し國家の保護を求める平塚らいてうが論争し、それに資本主義による女性の抑圧を批判する山川菊枝が加わった。

思想的論争で女性の役割が模索される一方で、女性たちは、現実の政治へも関与した。当時の女性の政治活動は、その目標から4つに分類できる。

第一に、山川菊枝や伊藤野枝などによる社会主義の女性たちによるプロレタリア運動がある。社会主義者の運動は、婦人参政権運動において、他の女性たちとも共闘したが、基本的には資本主義が女性の抑圧と貧困を生むという考え方から、既存の政治経済体制の打倒を目指すという点で、他の運動とは異質であった。

第二に、花柳病男子結婚制限法制定要求運動である。明治民法では、男性には性的自由が与えられ女性には貞淑さが求められた。そのことは、遊郭に通った男性が性病を家庭に持ち帰り、妻および子どもに感染させるのを誘発した。これに対して、平塚らいてうらの新婦人協会は、1920年2月に「花柳病男子の結婚制限に関する請願書」を、翌年にも同趣旨の「花柳病者に対する結婚制限並に離婚請求に関する請願書」を議会に提出した。内容は、男子が結婚する際に、健康診断により性病に感染していないことを証明することを婚姻届提出の条件とすること、婚姻後に夫が性病に感染した場合の妻の離婚請求権を要求すること、である。

第三は廃娼運動である。1872年のマリア・ルース号事件の結果、娼妓解放令が出されたが、廃娼は形式的だった。つまり全国各地で遊郭の存続を目指す存娼運動が展開され、廃娼運動はなかなか普及しなかった。しかし、1911年には吉原遊郭の全焼を契機として、クリスチャン、文化人を発起人とした廓清会が発足し、1912年に大阪難波新地が焼失すると、廓清会は矯風会とともに、再建反対運動を行った。さらに1926年、関東大震災により焼失した遊郭の復興を阻止するために、廓清会と矯風会が合併し、廓清会婦人矯風会廃娼連盟が結成された。これに普通選挙実施後にできた無産政党やその傘下の無産婦人団体、婦選獲得同盟が連動して、廃娼運動は全国的な運動となった。こうした大規模な運動の結果、廓清会婦人矯風会廃娼連盟は、地方議会への働きかけを通じ、1937年までに23県で廃娼決議を獲得した。

第四は女性参政権運動である。日本での女性参政権運動は、欧米に比べてかなり遅れて始まった。その嚆矢は、治安警察法（1900年制定）の第5条で女性の政治結社加入と、政治的集会を発起したり傍聴したりすることを禁じたことに対して、1905年に同条の改正を目指して、平民社の女性が請願運動を展開したこと、と言われている。治安警察法改正の請願は、第21議会で初めて提出され、その後も議会に対する請願運動は継続された。

第一次大戦後、平塚らいてうが結成した新婦人協会が運動の中心となり、治安警察法第5条修正に賛同する候補者を支援し選挙に当選させたり、請願書の提出を積極的に行った。その結果、1922年には一部修正案が議会を通過し、女性が政治的な集会を発起したり、参加したりすることが認められた。しかし女性の政治結社加入は認められず、同規定は第二次大戦後まで廃止されなかった。

1925年に普通選挙法が制定されると、女性の参政権を求める運動は強まった。同法による総選挙の実施により、無産政党が初めて議席を獲得した。そして女性の参政権への期待と、無産政党の議席獲得を契機に、市川房枝らの婦選獲得同盟および無産婦人団体各派を中心とした女性参政権要求の運動は新たな局面を迎えた。婦選獲得同盟が無産婦人三団体と共同して、婦選獲得協働委員会を作り、普通選挙法施行後はじめての議会（第55議会）で、政友会、民政党、無産政党の議員による婦選案の提出を働きかけた。第58議会では、民政党および政友会が婦人公民権案を提出し初めて衆議院を通過した。しかしその後の議会では、婦選案はたびたび貴族院の抵抗にあい女性参政権運動は成果をあげられなかった。

次に、戦後の女性運動を振り返りたい。

戦前遅々として進まなかった女性への参政権付与は、1945年10月に連合軍総司令官マッカーサーが出した五大改革指令によって実現した。翌年4月に実施された衆院総選挙において、女性が初めて選挙権を行使し、結果39人の女性代議士が選出された。

この時期の目立った女性の政治活動としては、1948年、不良品のマッチやミルクなどの必需品の高価格に不満をもった主婦らが主婦連合会（主婦連）を結成したことが挙げられる。同連合会の目的は、生活必需品を生産する企業に、不良品を造らないように働きかけ、同時に消費者の生活を守るように政府に働きかけることだった。

内務省は、占領下の1946年2月、公娼制度を廃止したが、女性の性的労働者は無くならなかった。1951年、性的労働者が人目につく場所で仕事をすることに反発した女性により、日本基督教婦人矯風会を中心とした廃娼運動が復活した。同運動の結果生まれたのが、1956年の売春防止法である。この法律で、戦前の廃娼運動の対象となった公娼制度は法的に廃止された。

廃娼運動をめぐって復活した女性の政治運動は、1960年代にはさらに活発化した。1950年代後半からの高度経済成長が環境問題を招来し、それに反対する住民運動が主婦層を中心に展開された。加えて福祉の充実や教育の改善なども運動のテーマとなった。

1950年代後半、女性労働者に対する差別が露呈した。20世紀初頭、産業化が推進されていた頃の女性労働者は大半が若年層だった。しかし1950年代になると、結婚後も退職しない女性が増え、年功序列によるコスト負担を軽減するために、経営者は女子若年定年制を導入した。同制度の下で、女性労働者は、結婚を理由に退職・解雇させられたり、就職の際、結婚時に退職する旨を誓約せられたりした。こうした差別を不満とする女性労働者は、男女差別撤廃をめざして運動を推進し

た。

1960年代後半から70年代前半は、欧米で第二波フェミニズムが台頭した時期である。日本でもウーマン・リブ(Women's Lib)という名の下に、各地で女性による女性解放運動が展開されたが、欧米ほどの女性の参加はなかった。同運動が小規模に終わった要因は、内部対立（抗争）、女性の社会進出の遅れ、性別役割分業への不満のなさ、ヒステリックな女性集団という偏見、などである。

国際的なフェミニズム運動は、「国際女性年」「国連女性の10年」の設定と女性差別撤廃条約採択をもたらし、これらは日本にも波及した。すなわち、日本も1980年代に女性差別撤廃条約の批准を対外政策の一目標とした。その結果、日本は批准に必要な差別撤廃のための様々な政策を実施した。具体的には、雇用機会均等法制定、中学および高校における家庭科を男女の区別なく履修させるなどの教育改革、日本人女性と外国人男性との間の子どもへの差別をなくす国籍法の改正、である。

その後の女性政策で特筆すべきは、1999年の「男女共同参画社会基本法」の制定である。一般に、戦後日本は憲法上男女平等となつたが、事実上は平等ではなく、国際婦人年を契機に事実上の男女平等達成のための取り組みがなされてきたと言える。日本は同基本法によって法律上の男女平等が達成された。同法の制定は法律上の男女平等を達成したという点で、女性政策の到達点といえる(9)。

VIII 日本とドイツの比較

本稿の目的は、女性の政治参加に関する日独の比較である。

『平成22年度男女共同参画白書』をもとに、日独の比較をしてみる(10)。人間開発指数(HDI)は、世界でドイツ22位、日本10位、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は、ドイツ9位、日本57位、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、ドイツ12位、日本101位、国会議員に占める女性の割合は(2010年7月時点)、ドイツ19位、日本119位、6歳未満児のいる夫の家事・育児時間(1日当たり)に関しては、家事はドイツ3時間、日本1時間、育児はドイツ59分、日本33分、研究者に占める女性の割合は、ドイツ18.2%、日本13%、である。

1970年代半ば以降高い水準でジェンダー政策を推進してきたEUは、1990年代半ばに「ジェンダーの主流化」戦略を導入し、新たなジェンダー政策の段階に入った。ドイツもそれに影響される形で1990年代終りに「ジェンダーの主流化」を導入するに至った(11)。

伊藤公雄は日独伊に関する比較ジェンダー研究の意義と展望を次のようにまとめ(12)。

「少子高齢社会の深まりが、経済先進国の中では日独伊の旧枢軸国に目立つ」という仮説を踏まえて日独伊の過去を伊藤は振り返っている。すると旧枢軸国がいずれも当時、「女性は家庭へ」というスローガンのもとに、性別役割分業を徹底して強調していた事実がある。こうした事実が

戦後も三国に影響して、少子化を招いているのではという発想が生まれた。EUのジェンダー主流化にあって、ドイツとイタリアも、その影響を受け、ジェンダー平等の政策を徐々に導入している。日本は明らかに両国に遅れをとっている。日本は独伊と似通った歴史経験があり、日本の将来を展望するうえでも非常に参考になる国家である。特にドイツは、明治憲法のモデルとしてプロイセン憲法（ドイツ）が利用されたこともあり、イタリア以上に比較が興味深い。

こうした仮説の検証は今後の課題であるが、興味深い仮説ではある。本稿において日独のジェンダー政治を比較した結果、その仮説の妥当性を判断はできない。ただしいえることは、三国のなかでは議会における女性議員の比率で日本が最も低いということである。2010年7月現在、ドイツは32.8%、イタリア21.3%、日本11.3%である。この事実の重みを踏まえた、さらなる多角的な比較分析が日本にとって必要である。

IX 日本の課題と展望

東北大学の2005年総選挙に関する分析では次のような結論が出ている。すなわち、「長期的な観点から見れば、女性の政治進出は、少しずつとも進んでいくものと考えられる。分析結果から判断する限り、そのためには、文化的通念の変容と女性候補の供給における変容が重要だと考えられる。また、高学歴層と若年齢層が女性の政治進出に好意的であることは、時間の経過とともに有権者の間で一層女性の政治進出に好意的な態度をもつ人々が増加することを示唆している」。

まず、女性の政治進出の阻害要因としての「文化的通念」とは、「男性は女性よりすぐれた政治指導者になる」という観念である。この通念を否定する人がもっと増えるならば、阻害要因でなくなるだろう。次に「女性候補の供給」に関しては、候補者に擁立されるにふさわしい経験をもつ候補者予備軍は、基本的に男性が多い。特定の専門職の経験が公職にとって有益であると考えられる社会では、そうした分野に女性の進出が進まない限り、女性の政治進出も進まない⁽¹³⁾。

渡辺浩は政治学におけるジェンダー研究の重要性を次のようにいう。「『性』と政治は、いかなる政治的・思想的立場に居ようとも、極めて知的に興味深い領域である。現状分析・政策論・比較分析・歴史・理論、あらゆる分野で、広大な研究の未開拓地が待っている」。なぜ未開拓地なのだろうか。その背景は渡辺によると以下の通りだ。すなわち、これまで日本の政治学者は欧米の新しい理論動向に機敏に反応してきた。たとえば、マルクス主義、多元主義国家論、行動論、数量分析、ポスト行動論、正義論、合理的選択論、新制度論。しかしジェンダー研究に関しては、機敏でない。問題視角としての関心が薄いとされる⁽¹⁴⁾。

本稿を含む連作の目的は、これまでほとんど取り組まれていなかった、ジェンダー的視点の比較政治学の可能性を探ることにあった。日本と主要先進国（米英仏独）の「女性と政治」を比較しながら、日本の現状と課題を確認することができた。5カ国の中でも国会内の女性議員の比率が最も高いのはドイツである。そして最も低いのは日本である。

今後の筆者の研究課題は、本稿の流れを踏まえて、さらに精緻化された分析を行うことである。その結果、日本におけるジェンダー政治学の可能性をさらに広げられればと考える。

【注】

- (1) 辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』岩波書店、1992年、79～83頁
- (2) 辻村みよ子『女性と人権』日本評論社、1997年、106～107頁
- (3) 西田慎『ドイツ・エコロジー政党の誕生—「六八年運動」から緑の党へ』昭和堂、2009年、34～35頁
- (4) *Women in Parliaments, Situation as of 30 September 2010.*
<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>
- (5) 岩村偉史『ドイツ人の価値観』三修社、2010年、118～119頁
- (6) 河合節子・野口薰・山下公子編『ドイツ女性の歩み』三修社、2001年、32～35頁
- (7) なお、最新の世論調査では、90年連合・緑の党の支持は極めて高い。現在の与党である、キリスト教民主・社会同盟は31%、自由民主党は5%、野党の社会民主党は28%、90年連合・緑の党は過去最高の21%である（『宮崎日日新聞』2010年11月4日）
- (8) 御巫由美子『女性と政治』新評論、1999年、56～70頁
- (9) 神崎智子『戦後日本女性政策史—戦後民主化政策から男女共同参画社会基本法まで』明石書店、2009年、398～399頁。なお男女共同参画社会基本法の成立までの政治過程に関しては、進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治—歴史と政策』有斐閣、2004年、第5章を参照のこと。
- (10) 内閣府男女共同参画局編『男女共同参画白書（平成22年版）』中和印刷、2010年
- (11) 柚木理子「ジェンダー政策の成果と課題—EUとの関連から」日本ドイツ学会編集委員会編『ドイツ研究（第42号）』日本ドイツ学会、2008年、89～106頁。日独のジェンダー史を比較年表にまとめたものとして次の文献を参照されたい。姫岡とし子・川越修編『ドイツ近現代ジェンダー史入門』青木書店、2009年。
- (12) 富士谷あつ子・伊藤公雄編著『日本・ドイツ・イタリア 超少子高齢社会からの脱却一家族・社会・文化とジェンダー政策』明石書店、2009年、245～247頁。特に、出生率を軸に三国を比較できるのは次の文献である。Torben Iversen and Frances Rosenbluth, *Women, Work, and Politics: The Political Economy of Gender Inequality*, Yale University Press, 2010, pp.81-109. スウェーデン、イギリス、アメリカ、日本の労働市場におけるジェンダー不平等の比較については、Jacqueline Scott, Rosemary Crompton, and Clare Lyonette(ed.), *Gender Inequalities in the 21st Century: New Barriers and Continuing Constraints*, Edward Elgar Publishing, 2010, pp.89-102. 日独の比較近現代史に関する整理としては次の文献を参照。望田幸男『二つの戦後・二つの近代—日本とドイツ』ミネルヴァ書房、2009年

(13) 川人貞史・山本一編（辻村みよ子監修）『政治参画とジェンダー』東北大学出版会、2007年、
245～263頁

(14) 日本政治学会編『「性」と政治』岩波書店、2003年、11～12頁。「ジェンダーと政治」に関する
キーワードの定義に関しては、次の文献が参考になる。Yoke-Lian Lee(ed.), *The Politics of
Gender: A Survey*, Routledge, 2010, pp.179-342.